

交企第 2801 号
交指第 1356 号
会第 1245 号
平成 13 年 12 月 17 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

「地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会の運用に関する要綱」の改正について（通達）

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会の運用については、「地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会の運用に関する要綱の制定についての全部改正について」（平成 10 年 3 月 13 日付け交企発第 70 号、交指発第 75 号、会発第 195 号。（以下「旧通達」という。））により運用してきたところであるが、このたび、報償金の交付要領等の改正に伴い、その内容を別添のとおり改正し、平成 14 年 4 月 1 日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会の運用に関する要綱

(趣旨)

第1 適正な交通の方法及び交通事故防止について地域住民の理解を深め、かつ、駐車問題を始めとする地域における道路の使用の方法等の交通問題を解決するためには、住民のモラルを高めるとともに、地域ぐるみによる問題解決のための活動が必要であることから、地域住民に対する交通安全教育、道路における適正な車両の駐車その他地域における交通の安全と円滑に資する活動を行わせるため、地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）及び地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）の運用に関して制定したものである。

(推進委員の推薦及び委嘱)

第2 警察署長（以下「署長」という。）は、当該警察署の管轄区域内に居住する者又は勤務先を有する者で、かつ、管轄区域内の交通事情に精通しており、次の要件を満たす者の中から推進委員の適任者を地域交通安全活動推進委員推薦書（別記様式第1号）により、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に推薦するものとする。

- (1) 人格見識に優れ、行動においても地域住民に信頼があること。
- (2) 交通の安全と円滑に資するための活動について、熱意と旺盛な使命感を持つとともに、自主的かつ自発的な活動を可能にするだけの時間的な余裕を有すること。
- (3) 経済的、社会的、家庭的に見て、生活基盤が安定していること。
- (4) 心身ともに健康であり、推進委員としての活動を行うことによって、精神的、肉体的に支障を来すおそれがないこと。

2 警察本部長（以下「本部長」という。）は、推進委員が委嘱されたときは、地域交通安全活動推進委員委嘱簿（別記様式第2号）に登載するとともに、推薦した署長に通知するものとする。

3 本部長は、推進委員が委嘱されたときは、当該推進委員の活動区域、氏名及び住所を公安委員会告示により公示するものとする。

4 署長は、2の通知を受けたときは、当該委嘱に係る者に対し、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会の運用に関する規程（平成2年岐阜県公安委員会規程第6号）第4条に規定する委嘱状を交付するとともに、関係住民に周知させるような適切な措置を採るものとする。

(推進委員の活動内容)

第3 推進委員は、活動区域内において、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるための住民に対する交通安全教育
- (2) 高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進
- (3) 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について住民の理解を深めるための運動の推進
- (4) 自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進
- (5) 地域における交通の安全と円滑に資する事項について広報及び啓発をする活動
- (6) 地域において活動する団体又は個人に対し、地域における交通の安全と円滑

に資するための協力を要請する活動

- (7) 地域における交通の安全と円滑に関する事項について、住民からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う活動
- (8) 地域における交通の安全と円滑に資するための活動に協力し、又はその活動を援助する活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行うため必要な範囲において、地域における交通の状況について実地に調査する活動

2 推進委員は、その活動を行うに当たっては、次の事項を遵守するとともに、活動区域を管轄する警察署と密接な連携を保持するものとする。

- (1) 前項の(1)に規定する交通安全教育活動は、交通安全教育指針に従って行うこと。
- (2) 関係地域の住民の意見と要望を十分に尊重するように努めること。
- (3) 関係者の正当な権利及び自由を害することのないよう留意すること。
- (4) 政党又は政治目的のためにその地位を利用しないこと。

(定数)

第4 推進委員の定数は300人以内とし、その配置は、別表のとおりとする。

(任期)

第5 推進委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(身分証明書等)

第6 推進委員には、身分証明書(別記様式第3号)及び標章(別記様式第4号)を貸与するものとする。

2 署長は、推進委員の任期が満了し、又は解嘱されたときは、速やかに身分証明書及び標章を返納させるものとする。

(講習)

第7 本部長は、推進委員が委嘱されたときには、推進委員の活動に必要な講習を速やかに実施するよう署長に通知するものとする。

2 署長は、前項の通知を受けたときは、当該委嘱に係る推進委員に対し、次に掲げる内容の講習を行い、推進委員の活動が適正に行われるよう配慮するものとする。また、署長は、推進委員の活動を活性化させるため、通知時の講習とは別に年1回の講習を設け、全ての推進委員に対して、同等の講習を行うものとする。

(1) 推進委員として必要な一般知識

- ア 交通安全教育指針
- イ 道路交通の現状
- ウ 交通対策の概要
- エ 道路交通関係法令

(2) 推進委員の活動に必要な実務知識

- ア 推進委員の活動の心構え等活動上の留意事項
- イ 推進委員の活動の内容と限界
- ウ 推進委員の活動要領

(解嘱)

第8 署長は、推進委員が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該推進委員の解嘱について地域交通安全活動推進委員解嘱具申書(別記様式第5号)により、公安委員会に具申するものとする。

- (1) 第2の1(1)から(4)までに規定する推進委員の要件のいずれかを欠くに至ったとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
- (3) 推進委員たるにふさわしくない非行があったとき。

(協議会)

第9 協議会に会長1名及び幹事若干名を置くものとし、会長及び幹事は推進委員の互選とする。

2 会長及び幹事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(協議会の事務)

第10 協議会は、次の事務を行うものとする。

(1) 推進委員の活動の方針の決定

(2) 推進委員相互の連絡及び調整

(3) 警察、岐阜県交通安全活動推進センター(以下「推進センター」という。)、他の協議会その他の関係機関・団体との連絡及び調整

(4) 推進委員の活動に必要な資料及び情報の収集

(5) 推進委員の活動の広報宣伝

(意見の申出に対する措置)

第11 署長は、協議会が意見具申書(別記様式第6号)により推進委員の活動に関し必要と認める意見を申し出たときは、これを受理し、必要な意見を付して公安委員会に報告するものとする。

(指導及び助言)

第12 署長は、協議会の活動が効果的に推進されるよう、当該協議会に対し管内の交通情勢、違法駐車の実態等を踏まえた指導及び助言を行うものとする。

(報告又は資料の提出)

第13 署長は、協議会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該協議会に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第14 本部長は、協議会の運営に関し改善が必要であると認めるときは、公安委員会に対し、勧告のために必要な意見を具申するものとする。

(活動結果報告)

第15 推進委員は、活動結果を地域交通安全活動推進委員活動結果報告書(別記様式第7号)により、上半期(4月から9月までをいう。以下同じ。)の活動結果は10月10日までに、下半期(10月から3月までをいう。以下同じ。)の活動結果は4月10日までに、署長に報告すること。

(報償)

第16 署長は、推進委員に対して、原則として10月及び4月に、予算の範囲内で報償金を支払うものとする。

2 署長は、報償金の支給に当たっては、地域交通安全活動推進委員報償金支給対象者名簿(別記様式第8号)を整備すること。

なお、報償金の支出方法は口座振替によるものとし、支出金調書に添付する地域交通安全活動推進委員報償金支出内訳書(別記様式第9号)の所属長証明は署名によること。

(推進センターとの連携等)

第17 署長は、推進センターが行う推進委員に対する研修において、推進センターと連携を密にし、これに協力するものとする。

附 則(平成13年12月17日付け交企第2801号ほか)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月16日付け交企第198号ほか)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月15日付け務第1776号)

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 24 日付け務第 211 号）
この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 30 日付け交企第 671 号）
この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 16 日付け交企第 259 号ほか）
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 29 日付け交企第 1071 号ほか）
この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 20 日付け交企第 1390 号ほか）
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

※ 別記様式省略

別 表

地域交通安全活動推進委員の定数

警 察 署	定 数
岐 阜 中	3 0
岐 阜 南	1 8
岐 阜 北	2 3
各 務 原	1 5
岐 阜 羽 島	1 3
海 津	5
養 老	4
垂 井	4
大 垣	3 0
揖 斐	1 0
北 方	1 4
山 県	4
郡 上	8
関	1 4
加 茂	1 5
可 児	1 4
多 治 見	3 0
中 津 川	1 1
恵 那	1 1
下 呂	8
高 山	1 4
飛 驒	5
合 計	3 0 0